日光市介護支援専門員等研修費助成事業補助金

介護支援専門員実務研修等の受講料の一部を助成します

日光市では、介護保険施設等における人材確保と定着促進のため、介護支援専門員実務研修等の受講料の一部を助成します。

◎対象となる方

- ①補助金の申請時に日光市に住所を有する方で、市内の介護保険事業所若しくは市内の 医療機関に勤務する(勤務予定者も含む)方
- ② **令和7年4月1日から令和8年3月31日までに**介護支援専門員実務研修等(裏面別表に掲げる研修)を受講修了した方
- ③ 市税等の滞納がない方
- ◎補助対象経費及び補助金の額
 - ①研修受講料(資料代含む)に2分の1を乗じて得た額
 - (100円未満切り捨て)
 - ※研修受講料・資料代を事業者等から助成を受けた場合やハローワークで教育訓練給 付金の給付を受けた場合、当該金額を差し引いた額が補助対象経費となります。
- ◎申請時必要な書類
- (1)補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②同意書(様式第2号)
- ③就労(予定)証明書(様式第3号)
- ④研修を受講修了したことが確認できる書類
 - (1)介護支援専門員
 - 介護支援専門員証の写しまたは研修実施機関が発行する修了証明書の写し
 - (2) 主仟介護支援専門員
 - 研修実施機関が発行する主任介護支援専門員研修修了証明書の写し
- ⑤受講料の領収書(受講料、資料代の内訳のわかるもの)の原本
- ※申請書等については、高齢福祉課で配布のほか市のホームページからもダウンロード可

◎申請期間及び提出先

期間:令和7年8月1日(金)から令和8年3月31日(火)まで ※必着

提出先:日光市健康福祉部高齢福祉課

• (別表)対象研修

研修の区分	根拠法令
介護支援専門員実務研修	介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専 門員実務研修
更新研修	介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修
主任介護支援専門員研修	介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に 規定する主任介護支援専門員研修
主任介護支援専門員更新研修	介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に 規定する主任介護支援専門員更新研修
再研修	介護保険法施行規則第113条の16に規定する再研 修

【お問合せ先】

〒321-1292 日光市今市本町1番地日光市健康福祉部高齢福祉課 介護サービス係

TEL: 0288-21-5100

FAX: 0288-21-5105